



温泉法第18条による掲示に必要な参考資料

温泉分析書別表

1. 源泉名 農民の家2号泉
2. 源泉所在地 宮城県大崎市鳴子温泉字河原湯6-5
3. 源泉分析申請者 宮城県農民の家農業協同組合
4. 泉質 含硫黄-ナトリウム・カルシウム-硫酸塩・炭酸水素塩泉(硫化水素型) (含S-Na・Ca-SO₄・HCO₃泉(H₂S型)) 低張性中性高温泉
(旧名 含土類-芒硝硫化水素泉)

5. 療養泉分類の泉質に基づく禁忌症、適応症等は次のとおりである。

浴用の禁忌症

【一般的禁忌症】

急性疾患(特に熱のある場合)、活動性の結核、悪性腫瘍、重い心臓病、呼吸不全、腎不全、出血性疾患、高度の貧血、その他一般に病勢進行中の疾患、妊娠中(とくに初期と末期)

【泉質別禁忌症】

高齢者の皮膚乾燥症

浴用の適応症

【一般的適応症】

神経痛、筋肉痛、関節痛、五十肩、運動麻痺、関節のこわばり、うちみ、くじき、慢性消化器病、痔疾、冷え性、病後回復期、疲労回復、健康増進

【泉質別適応症】

高血圧症、動脈硬化症、慢性皮膚病、慢性婦人病、きりきず、糖尿病、やけど

浴用上の注意事項

- ア 温泉療養を始める場合は、最初の数日の入浴回数を一日当たり一回程度とすること。その後は一日当たり二回ないし三回までとすること。
- イ 温泉療養のための必要期間は、おおむね二ないし三週間を相当とすること。
- ウ 温泉療養開始後おおむね三日ないし一週間前後に湯あたり(湯さわり又は浴湯反応)が現れることがある。「湯あたり」の間は、入浴回数を減じ又は入浴を中止し、湯あたり症状の回復を待つこと。
- エ 以上のほか、入浴には次の諸点について注意すること。
 - (ア) 入浴時間は、入浴温度により異なるが、初めは三分ないし十分程度とし、慣れるにしたがって延長してもよい。
 - (イ) 入浴中は、運動浴の場合は別として一般には安静を守る。
 - (ウ) 入浴後は、身体に付着した温泉の成分を水で洗い流さない(湯ただれを起こしやすい人は逆に浴後真水で身体を洗うか、温泉成分を拭き取るのがよい)。
 - (エ) 入浴後は湯冷めに注意して一定時間の安静を守る。
 - (オ) 次の疾患については、原則として高温浴(42℃以上)を禁忌とする。
 - イ、高度の動脈硬化症
 - ロ、高血圧症
 - ハ、心臓病
 - (カ) 熱い温泉に急に入るとめまい等を起こすことがあるので十分注意をする。
 - (キ) 食事の直前・直後の入浴は避けることが望ましい。
 - (ク) 飲酒しての入浴は特に注意する。

(注) 公共の浴用または飲用(不特定多数人の用)に供するにあたりましては、温泉法第15条の利用許可が必要となりますので、管轄保健所にご相談下さい。

平成20年6月26日



登録分析機関

登録番号 宮城第2号

宮城県仙台市泉区松森字堤下7番地の1

TEL 022-771-4722 FAX 022-776-8835

財団法人宮城県公衆衛生協会

理事長 松崎作夫

